

水道加入金

五所川原地区で水道への新規加入のお客様や、現在設置の口径を大きくする場合に、ご負担いただく加入金は、令和元年10月1日以降の加入分から、消費税率10%を適用します。

※水道加入金とは

新築などで水道管を新設する場合や、メーターの口径を大きくする場合に、お支払いいただく加入金のこと。

水道加入金（税抜き）

メーター口径	加入金の額
13mm	40,000円
20mm	100,000円
25mm	200,000円
30mm	300,000円
40mm	500,000円
50mm	800,000円
75mm	1,500,000円
100mm	2,500,000円
150mm以上	管理者が給水装置を新設又は改造する者と協議して定める

上記の加入金の額に10%を乗じた額（消費税等相当額）を加えた合計金額が、お支払いいただく水道加入金となります。

【加入金計算例】

（新規加入：口径13mmの場合）

水道加入金	40,000円
消費税等相当金額	4,000円（40,000円×10%）
合計	44,000円

（新規加入：口径20mmの場合）

水道加入金	100,000円
消費税等相当金額	10,000円（100,000円×10%）
合計	110,000円

（口径を大きくする場合：口径13mmを20mmにする場合）

水道加入金	60,000円（13mmと20mmの差額分）
消費税等相当金額	6,000円（60,000円×10%）
合計	66,000円